

会 員 通 知 第 5 号
平成 2 7 年 2 月 9 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小 池 善 明

少数特定者持株比率基準等の見直しに係る「株券上場審査基準」等の一部改正について

本所は、「株券上場審査基準」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、現行の流動性等に係る上場基準において、少数特定者持株比率を算出する場合の非流通株式の範囲である大株主上位10名が所有する株式について、所有割合と関係なく少数特定者持株数に算定されることなどから、非流通株式として取り扱うことが適当でない場合も見受けられることを踏まえ、少数特定者持株比率など現行の流動性等に係る上場審査基準及び上場廃止基準の見直しを行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

1. 流動性等に係る基準の見直し

(1) 株主数の定義の見直し

- ・株主数の定義を、1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数とします。
- ・求める水準及び猶予期間の取扱いは現行どおりとします。

(2) 本則市場における少数特定者持株比率基準の見直し

- ・現行の少数特定者持株比率基準を見直し、流通株式（役員の所有する株式、自己株式、上場株式数の10%以上を所有する者が所有する株式等を除いた株式をいう。以下同じ。）の比率（上場株式数に対する割合）について、以下のとおり求めることとします。
上場審査：25%以上になる見込みのあること
上場廃止：5%未満となった場合
- ・上場廃止に係る猶予期間の規定は設けません。

(3) 本則市場の上場審査基準等における流通株式数基準の導入

- ・流通株式数について、以下のとおり求めることとします。
上場審査：2,000単位以上になる見込みのあること
上場廃止：1,000単位未満となった場合
- ・上場廃止については、猶予期間（1年間等）を設けることとします。

(4) 本則市場における公募等の実施に係る基準の新設

- ・本則市場の上場審査基準において、新たに「公募等の実施」に係る基準を新設し、上記（2）及び（3）の流通株式基準又は当該新設基準のいずれかの基準に適合すれば足りるものとする。
- ・「公募等の実施」に係る基準は、上場申請日から上場日の前日までに、1,000単位又は上場時に見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の公募又は売出しを行うものとする。

(5) アンビシャスの上場審査基準における公募等の実施に係る基準の新設等

- ・アンビシャスの上場審査基準において、新たに「公募等の実施」に係る基準を新設し、上場時に500単位以上の公募又は売出しの実施を行うものとする。
- ・公募等の実施に係る基準の新設に伴い、少数特定者持株比率基準の規定を廃止します。

2. その他

- ・上場審査基準及び上場廃止基準の見直しに伴い、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定及び取消基準について見直しを行います。

II. 施行日（予定）

- ・本所が定める日より施行します。
なお、本所が定める日とは平成27年2月13日とします。
- ・上場審査に係る改正後の規定は、施行日以後に上場申請又は上場申請の変更申請を行う者から適用します。
- ・上場廃止に係る改正後の規定は、施行日以後に到来する事業年度の末日の審査から適用します。
- ・施行日において現行の少数特定者持株比率基準に係る猶予期間に入っている銘柄については、当該猶予期間を解除することとします。

以 上

少数特定者持株比率基準等の見直しに係る「株券上場審査基準」等
の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	5
3. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	7
4. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	11
5. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	14
6. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	25
7. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	27
8. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	39
9. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	40
10. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	51
11. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	56

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) 株主数 株主数(1単位(業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。)以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、上場の時までに、300人以上となる見込みのあること。</p> <p>(2) 流通株式数 次のa及びbに適合すること。</p> <p>a 流通株式数(役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。))、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下同じ。)、新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者、上場株式数の10%以上の株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)を所有する株主及び役員以外の特別利害関係者(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。)を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。)が、上場の時までに、2,000単位以上となる見込みのあること。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数 上場株式数が、上場の時までに、2,000単位(1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。)以上になる見込みのあること。</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下この基準において同じ。))及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。))、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む)をいう。以下同じ。))、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))、役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数が保有されている会社(会社以外の法人を含む。)並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。)が所有する株式</p>

- b 流通株式数が、上場の時までに、上場株式数の25%以上となる見込みのあること。

(2) の 2 公募等の実施

上場申請日から上場日の前日までの期間に、1,000単位又は上場の時において見込まれる上場株券の数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。

(3) ~ (11) (略)

- 2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数及び流通株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) ~ (3) (略)

- 3 (略)

(アンビシャスへの上場審査基準)

の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。)が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。

- b 株主数(大株主上位10名及び特別利害関係者並びに新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者を除く1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。

(新設)

(3) ~ (11) (略)

- 2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) ~ (3) (略)

- 3 (略)

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第3条第2項第7号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株主数等

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業の承継する会社であって、当該人的分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る公募又は売出しを行わない場合には、本所が別に定める株式の数が、上場の時までに500単位以上となる見込みのあること。

b 株主数が、上場の時までに、100人(前aただし書の規定の適用を受ける場合には、同aただし書に定める株式を所有する株主数を含む。)以上となる見込みのあること。

(2)～(5) (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3) (略)

(上場市場の変更審査)

第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第3条第2項第7号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

a 少数特定者持株数が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。

b 株主数が、上場の時までに、100人以上となる見込みのあること。

(2)～(5) (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3) (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項及び第4条第1項(第2号の2及び第9号の2を除く。)の規定は、アンビシヤスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時までに」とあるのは「上場市場の変更の時までに」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日(市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下この条において同じ。)」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この改正規定施行の日以後に上場申請又は上場市場の変更申請を行う者から適用する。

第7条 第2条第1項及び第4条第1項(第9号の2を除く。)の規定は、アンビシヤスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時までに」とあるのは「上場市場の変更の時までに」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日(市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下この条において同じ。)」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。</p> <p><u>(1) 株券上場廃止基準第2条第2号bに規定する流通株式数が上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合に該当した場合</u></p> <p><u>同bに規定する公募、売出し又は数量制限付分売予定書</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>(削る)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 株券上場廃止基準第2条第2号aの(b)前段に該当した場合</u></p> <p><u>同(b)に規定する書面</u></p> <p>4～10 (略)</p> <p><u>(自己株式取得の状況に関する報告等)</u></p> <p>第6条の2 <u>上場会社は、自己株式の取得により、上場株式数が株券上場廃止基準第2条第1号、優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条</u></p>

第2項第1号又は制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第5条第1項第1号若しくは第6条第1項第1号に定める株式数に満たなくなる場合には、当該自己株式の取得の後直ちにその旨を書面により本所に通知するものとする。

2 前項の規定は、上場会社が、自己株式の取得により、同項に定める株式数に満たなくなった場合に準用する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) <u>株主数</u></p> <p><u>株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号に規定する株主数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。ただし、本所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売（業務規程第32条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。）を行った場合はこの限りでない。</u></p> <p>(2) <u>流通株式数</u></p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社が<u>a又はbに定める期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売を行った場合はこの限りでない。</u></p> <p>a <u>流通株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）</u></p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) <u>上場株式数</u></p> <p><u>上場株式数が2,000単位未満である場合</u></p> <p>(2) <u>株式の分布状況</u></p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社が<u>aの(a)又はbに定める期間の最終日後（aの(b)の場合にあつては、審査対象事業年度の末日後）に行った公募、売出し又は数量制限付分売（業務規程第32条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。）の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</u></p> <p>a <u>少数特定者持株数（大株主上位10名（所有株式数の多い順に10名の株主という。以下この基準において同じ。）が所有する株</u></p>

監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）を所有する株主を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において1,000単位未満（1単位は、業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）である場合において、1か年以内に1,000単位以上とならないとき。

- b 流通株式数が、上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合であって、上場会社が本所が定める日までに本所が定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を本所に提出しないとき。

(3) ~ (20) (略)

(アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準)

第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする

(1) 株主数

株主数が、上場会社の事業年度の末日において100人未満である場合において、1か年以内に100人以上とならないとき。ただし、本所が定める場合はこの限りでない。

式（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下この基準において同じ。）が次の（a）又は（b）に該当する場合

（a） 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき。

（b） 少数特定者持株数が上場株式数の90%を超えている場合であって、上場会社が本所が定める日までに本所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を本所に提出しないとき。

- b 株主数（大株主上位10名（明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。）及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下この基準において同じ。）が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。

(3) ~ (20) (略)

(アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準)

第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。

(1) 株式の分布状況

次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がaの（a）又はbに定める期間の最終日後（aの（b）の場合にあつては、審査対象事業年度の末日後）に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるとこ

(2)・(3) (略)

(審査の資料)

第3条 第2条第1号、第2号、第5号及び第5号の2並びに前条第1号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号及び第2号並びに前条第1号の審査は、本所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

平成24年6月1日改正付則

1 (略)
(削る)

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、本所が定める日から施行

るにより取り扱うことができる。

a 少数特定者持株数が次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき。

(b) 少数特定者持株数が上場株式数の90%を超えている場合であって、上場会社が本所が定める日までに本所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を本所に提出しないとき。

b 株主数が100人未満である場合において、1か年以内に100人以上とならないとき。

(2)・(3) (略)

(審査の資料)

第3条 第2条第2号、第5号及び第5号の2並びに前条第1号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び前条第1号の審査は、本所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

平成24年6月1日改正付則

1 (略)

2 改正後の第2条の2第1号aの規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)に現に上場されている株券の発行者については、当分の間、これを適用しないものとする。

3 (略)

する。

- 2 施行日の前日までに到来した事業年度の末日において、改正前第2条第2号a（b）に定める少数特定者持株数が上場株式数の90%を超えている場合については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において改正前の第2条第2号bに係る猶予期間内にある銘柄のうち、当該猶予期間に入った日の前日において、株主数が150人未満である銘柄については、当該猶予期間に入った日に改正後の第2条第1号に係る猶予期間に入ったものとみなす。
- 4 施行日の前日において改正前の第2条の2第1号bに係る猶予期間内にある銘柄のうち、当該猶予期間に入った日の前日において、株主数が100人未満である銘柄については、当該猶予期間に入った日に改正後の第2条の2第1号に係る猶予期間に入ったものとみなす。
- 5 改正後の第2条第1号及び第2号並びに改正後の第2条の2第1号の規定は、施行日以後に到来する事業年度の末日の審査から適用する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次の a から f までに適合していること。</p> <p>a <u>株主数（1単位（業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）以上の優先株を所有する株主の数をいう。以下同じ。）が、上場の時までに、300人以上となる見込みのあること。</u></p> <p>b <u>流通株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合の当該発行者、上場株式数の10%以上の株式（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）を所有する株主及び役員以外の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下この条において同じ。）が、上場の時までに、2,000単位以上となる見込みのあること。</u></p> <p>c <u>流通株式数が、上場の時までに、上場株式数の25%以上となる見込みのあるこ</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次の a から e までに適合していること。</p> <p>a <u>上場株式数（上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式（当該上場申請銘柄に係る株式について、自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。）を除く。第4条第2項第1号において同じ。）が2,000単位（1単位は、単元株式数を定める場合には、当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。）以上であること。</u></p> <p>b <u>株式の分布状況が良好であること。</u></p> <p>(新設)</p>

と。

d (略)

e (略)

f (略)

(上場廃止基準)

第4条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) 株主数が、上場優先株の発行者の事業年度の末日において150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。ただし、本所が定める場合はこの限りでない。

(2) 流通株式数(役員、上場優先株の発行者が自己株式を所有している場合の当該発行者及び上場株式数の10%以上の株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)を所有する株主を除く株主が所有する株式の数をいう。以下この条において同じ。)が、次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定める場合はこの限りでない。

a 上場優先株の発行者の事業年度の末日において1,000単位未満である場合において、1か年以内に1,000単位以上とならないとき。

b 上場優先株の発行者の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合であって、当該発行者が本所が定める日まで本所の定める公募、売出し又は数量制限

c (略)

d (略)

e (略)

(上場廃止基準)

第4条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) 上場株式数が1,000単位未満である場合

(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 優先株に係る少数特定者持株数(所有する優先株が多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。)及び役員が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。)が、上場株式数の75%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき。

b 優先株に係る株主数(所有する優先株が多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を所有する者を除く。)及び役員並びに上場申請銘柄の発

付分売予定書を本所に提出しないとき。

(3) ~ (7) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

行者が自己株式を所有する場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数。)が、150人未満である場合において、1か年以内に150人に達しないとき。

(3) ~ (7) (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) <u>株主数(1単位(業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。))以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)</u>が、<u>300人以上の銘柄であるとき。</u></p> <p>(2) <u>流通株式数が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</u></p> <p>a <u>流通株式数(役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下同じ。)、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社、上場株式数の10%以上の株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。以下同じ。))を所有する株主を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。)</u>が、<u>上場株式数の25%以上であるとき。</u></p> <p>b <u>流通株式数が2,000単位以上であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第5号に規定する自己株式取得決議をいう。以下同じ。))を行った場合であって、当該自己株式取得決</u></p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) <u>上場株式数が2,000単位(1単位は、単元株式数(会社法平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。))を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。)</u>以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第5号に規定する自己株式取得決議をいう。以下同じ。))を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数(当該決議により既に取得している自己株式の数を除く。以下同じ。))を上場株式数から減じた結果第5条第1項第1号に規定する<u>単位に満たないこととなる</u>ときを除く。))。</p> <p>(2) <u>株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</u></p> <p>a <u>少数特定者持株数(所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。以下同じ。))を除く。))及び役員が所有する株式の総数に上場会社(上場株券の発行者をいう。以下同じ。))が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。)</u>が、<u>上場株式数の80%以下であるとき。</u></p> <p>b <u>株主数(所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式</u></p>

議に係る自己株式の数（当該決議による既に取得している自己株式の数を除く。以下同じ。）を流通株式数から減じた結果 2,000 単位に満たないこととなるときを除く。）。

(3) ~ (9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(d)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第 1 号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第 2 号に規定する流通株式数の算定について、株券上場審査基準の取扱い 2. (6) a から h までの規定は前項第 3 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2. (5) a、b 及び d から h まで並びに株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) b の規定は前項第 4 号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d、同取扱い 2. (5) a、b 及び d から i まで並びに同取扱い 2. (6) a、b 及び e から h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い 2. (5) a、b、d から g まで及び i の規定中「直前四半期会計期間の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 審査対象事業年度の末日後から第 4 条第 1 項及び第 3 項（第 4 条第 1 項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売（業務規程第 32 条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であって、50 単位未

を所有する株主の数をいう。以下同じ。）が、300 人以上であるとき。

(3) ~ (9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い 2. (1) b 前段の規定は、前項第 1 号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) e の規定は、前項第 2 号 a に規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い 2. (2) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d の規定は前項第 2 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2. (6) a から b まで及び e から h までの規定は前項第 3 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2. (5) b 及び d から h まで並びに株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) b の規定は前項第 4 号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) b 前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) b 前段、同取扱い 2. (2) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d、同取扱い 2. (5) b 及び d から h まで並びに同取扱い 2. (6) a、b 及び e から h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、2. (5) b 及び d から h までの規定中「直前四半期会計期間の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と読み替えるものとする。

3 審査対象事業年度の末日後から第 4 条第 1 項及び第 3 項（第 4 条第 1 項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売（業務規程第 32 条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であって、50 単位未

満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、株主数及び流通株式数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。

(1) 流通株式数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数(当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式を除く。)を加算した数を審査対象事業年度の末日における流通株式数とみなすものとする。

(2) (略)

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号b、第7号及び第9号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株主数及び流通株式数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第5条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場会社が、制度信用銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄の発行者である上場会社を完全子会社

満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、少数特定者持株数及び株主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。

(1) 少数特定者持株数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数とみなすものとする。

(2) (略)

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第1号、第7号及び第9号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株式の分布状況が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第5条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場会社が、制度信用銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合

とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

- (1) 第1項第2号b及び第5号から第9号に適合する銘柄であるとき。
- (2) 株主数及び流通株式数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第5条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

7 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の株券の発行者が発行する新株券が既に上場されているか又は新たに上場されることとなった場合は、当該新株券を制度信用銘柄に選定することができる。

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄（北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

- (1) (略)
- (2) 株主数が1,000人以上の銘柄であるとき。

- (3) 流通株式数が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。
 - a 流通株式数が、上場株式数の30%以上であるとき。
 - b 流通株式数が1万単位以上であるとき（その発行者が自己株式取得決議を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数を流通株式数から減じた結

における当該制度信用銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

- (1) 第1項第1号、第5号、第6号、第8号及び第9号に適合する銘柄であるとき。
- (2) 株式の分布状況が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第5条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

7 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の株券の発行者が発行する新株が既に上場されているか又は新たに上場されることとなった場合は、当該新株を制度信用銘柄に選定するものとする。

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄（北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

- (1) (略)
- (2) 上場株式数が1万単位以上の銘柄であるとき（その発行者が自己株式取得決議を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数を上場株式数から減じた結果第6条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなることを除く。）。

- (3) 株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。
 - a 少数特定者持株数が、上場株式数の75%以下であるとき。
 - b 株主数が、1,000人以上であるとき。

果1万単位に満たないこととなるときを除く。)

(4)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第3号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)aからhまでの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)a、b及びdからhまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第6号に規定する純資産の額についてそれぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5)a、b及びdからiまで並びに同取扱い2.(6)aからcまで及びeからhまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、株主数及

(4)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)aからcまで及びeからhまでの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)b及びdからhまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第6号に規定する純資産の額についてそれぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2.(1)b前段、同取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5)b及びdからhまで並びに同取扱い2.(6)aからcまで及びeからhまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と読み替えるものとする。

3 審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売(業務規程第32条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であって、5単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行っ

び流通株式数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。

(1) 流通株式数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式を除く。）を加算した数を審査対象事業年度の末日における流通株式数とみなすものとする。

(2) (略)

4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第3号b、第9号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株主数及び流通株式数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会

たものをいう。以下同じ。）を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、少数特定者持株数及び株主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。

(1) 少数特定者持株数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数とみなすものとする。

(2) (略)

4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号、第9号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株式の分布状況が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場

社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第3号b、第7号、第8号及び第10号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株主数及び流通株式数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券（以下「他市場上場銘柄」という。）が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

a 国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄

第1項第3号b及び第7号から第12号までの各号

b・c (略)

(3) (略)

9 上場銘柄のうち地場銘柄以外の銘柄に係る貸借銘柄の選定については、原則として、株式会社東京証券取引所の「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 株主数が150人に達しない銘柄であるとき。

合における当該貸借銘柄でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号、第7号、第8号及び第10号から第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株式の分布状況が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券（以下「他市場上場銘柄」という。）が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

a 国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄

第1項第2号及び第7号から第12号までの各号

b・c (略)

(3) (略)

9 上場銘柄のうち地場銘柄以外の銘柄に係る貸借銘柄の選定については、原則として、東京証券取引所の「信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場株式数が2,000単位に満たない銘柄であるとき。

(2) 流通株式数が次の a 又は b のいずれかに該当する銘柄であるとき。

a 流通株式数が、上場株式数の 25%に満たないとき。

b 流通株式数が 2,000 単位に満たないとき。

(3)・(4) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(d)、(e) 並びに株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) b、c、d 及び j の規定は、前項第 1 号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c)、(e) 並びに株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) b、c、d、n 及び o の規定は、前項第 2 号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。
この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c) 及び (e) 中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) b 中「1,000 単位」とあるのは「2,000 単位」と、同取扱い 1. (2) o 中「5%」とあるのは「25%」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第 6 条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 株主数が 600 人に達しない銘柄であるとき。

(2) 流通株式数が次の a 又は b に該当する銘柄であるとき。

a 流通株式数が、上場株式数の 30%に満たないとき。

b 流通株式数が 5,000 単位に満たないとき。

(3)・(4) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(d)、(e) 並びに株券上場廃止基準の取扱い

(2) 株式の分布状況が次の a 又は b のいずれかに該当する銘柄であるとき。

a 少数特定者持株数が、上場株式数の 80%を超えるとき。

b 株主数が、150 人に達しないとき。

(3)・(4) (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い 1. (1) a 及び c の規定は、前項第 1 号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) e の規定は、前項第 2 号 a に規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い 2. (2) a の (b) 及び (c) の規定は、前項第 2 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2. (2) a の (d) 並びに株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) e の規定は、前項第 2 号 b に規定する株主数について準用する。
この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2. (2) a の (b) 及び (c) 中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第 6 条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場株式数が 9,500 単位に満たない銘柄であるとき。

(2) 株式の分布状況が次の a 又は b に該当する銘柄であるとき。

a 少数特定者持株数が、上場株式数の 80%を超えるとき。

b 株主数が、600 人に達しないとき。

(3)・(4) (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い 1. (1) a 及び c の規定は、前項第 1 号に規定する上場株式数の

1. (2) b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1. (2) b、c、d、n及びoの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。
この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1. (2) b及びj中「150人」とあるのは「600人」と、「1,000単位」とあるのは「5,000単位」と、同取扱い1. (2) o中「5%」とあるのは「30%」と、株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(c)及び(e)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 上場銘柄のうち地場銘柄以外の貸借銘柄に係る貸借銘柄の選定の取消しについては、原則として、株式会社東京証券取引所の「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(選定取消基準の特例)

第7条 第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条第1項第1号若しくは第2号b又は前条第1項第1号若しくは第2号bに該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（当該銘柄の株券が機構取扱株券である場合であって、事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 株券上場廃止基準の取扱い1. (2) g、j、k、l及びmの規定は、第5条第1項第1号若しくは第2号b又は前条第1項第1号若しくは第2号bに該当し猶予期間に入った制度信用銘柄又は貸借銘柄について準用する。この場合に

取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い1.

(2) eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2. (2) aの(b)及び(c)の規定は、前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2. (2) aの(d)並びに株券上場廃止基準の取扱い1. (2) eの規定は、前項第2号bに規定する株主数について準用する。
この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1. (1) c中「2,000単位」とあるのは「9,500単位」と、株券上場審査基準の取扱い2. (2) aの(b)及び(c)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3 上場銘柄のうち地場銘柄以外の貸借銘柄に係る貸借銘柄の選定の取消しについては、原則として、東京証券取引所の「信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(選定取消基準の特例)

第7条 第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄及び貸借銘柄が第5条第1項第2号又は前条第1項第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（当該銘柄の株券が機構取扱株券である場合であって、事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 株券上場廃止基準の取扱い1. (2) d、i、j、k及びlの規定は、第5条第1項第2号及び前条第1項第2号に該当し、猶予期間に入った制度信用銘柄及び貸借銘柄について準用する。

において、第5条第1項第1号又は第2号bの規定に該当し猶予期間に入った制度信用銘柄については、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)mの規定中「1,000単位」とあるのは「2,000単位」と、前条第1項第1号又は第2号bに該当し猶予期間に入った貸借銘柄については、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)mの規定中「1,000単位」とあるのは「5,000単位」と、それぞれ読み替えるものとする。

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第2号a若しくは第4号又は第6条第1項第2号a若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、本所がその都度定める日に行う。

2 前条に規定する猶予期間を通じて第5条第1項第1号若しくは第2号b又は第6条第1項第1号若しくは第2号bに該当したと認められる場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)k及び1に定める決議を行った銘柄及び前条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)mに該当する銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認めた銘柄については、本所がその都度定める日とする。

3 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第1号、第2号、第3条第1項第2号、第3号及び第7項第2号、第5

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第1号若しくは第4号又は第6条第1項第1号若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定の取消しは、本所がその都度定める日に行う。

2 猶予期間を通じて第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に該当したと認められる場合の制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)j及び1に定める決議を行った銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認めた銘柄については、本所がその都度定める日とする。

3 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第4項第2号並びに第3条第1項第3号及び第7項第2号

条第1項第1号及び第2号並びに第6条第1項第1号及び第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 10. aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)・(3) (略)

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項第1号及び第2号並びに改正後の第6条第1項第1号及び第2号の規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する事業年度の末日の審査から適用する。
- 3 施行日の前日までに改正前の第5条第1項第2号a又は改正前の第6条第1項第2号aに該当し猶予期間に入っている銘柄のうち、審査時期が到来していない銘柄については、施行日において当該猶予期間を解除することとする。
- 4 施行日の前日までに改正前の第5条第1項第2号bに該当し猶予期間に入っている銘柄については、改正後の第5条第1項第1号に係る猶予期間にある銘柄とみなす。
- 5 施行日の前日までに改正前の第6条第1項第2号bに該当し猶予期間に入っている銘柄については、改正後の第6条第1項第1号に係る猶予期間にある銘柄とみなす。

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 11. aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)・(3) (略)

(4) 第5条第1項第2号及び第6条第1項第2号

第1号に掲げる資料のほか、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)bの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（申請による上場）関係</p> <p><u>（1） 第1項の上場申請に係る株券の取扱いについては、次のa及びbに定めるところによる。</u></p> <p><u>a 上場申請に係る株券は、原則として、単一銘柄であり、かつ、その上場申請に係る株券の数がその発行済株式数と同数であることを要する。</u></p> <p><u>b 上場申請に係る株券の発行済株式のうち、一部に上場に適さない株式があると認めた場合には、上場に適さない株式を除く発行済株式について上場を認めることができるものとし、この場合において、上場株式数が上場申請に係る株式の発行済株式総数の50%以上であることを要する。</u></p> <p><u>（2）・（3）（略）</u></p> <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>（1） 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及びIIの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はIの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりIIの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はIの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～bの2 （略）</p> <p>c 新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、a及びbの規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、<u>株券上場審査基準第6条第1項第1号aに規定する株券の公募又は売出しに係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。</u></p> <p>d～e（略）</p>	<p>1. 第2条（申請による上場）<u>第2項</u>関係（新設）</p> <p><u>（1）・（2）（略）</u></p> <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>（1） 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及びIIの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はIの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりIIの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はIの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～bの2 （略）</p> <p>c 新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請するものである場合には、a及びbの規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、<u>上場申請に係る株券の公募又は売出しに係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。</u></p> <p>d～e（略）</p>

(2)・(3) (略)

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。

a～i (略)

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第151条第1項又は第8項の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき振替機関（振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。）が総株主通知の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準日となる日を含む。以下「基準日等」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとし、株主数及び流通株式数について株券上場審査基準の取扱い2. (1) b及びdに定めるところにより取り扱うとき並びに上場申請に係る株券の公募又は売出しについて同取扱い2. (2)に定めるところにより取り扱うときは、提出を要しないものとする。

k～nの4 (略)

o アンビシャスへの新規上場申請者は、次の書類

(a)～(c) (略)

(d) 株券上場審査基準第6条第1項第1号aただし書の規定の適用を受ける場合は、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

p (略)

(5) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(2)・(3) (略)

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。

a～i (略)

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第151条第1項又は第8項の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき振替機関（振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。）が総株主通知の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準日となる日を含む。以下「基準日等」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k～nの4 (略)

o アンビシャスへの新規上場申請者は、次の書類

(a)～(c) (略)

(新設)

p (略)

(5) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係（削る）</p> <p><u>（1）株主数及び流通株式数</u></p> <p>a 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p><u>（1）上場株式数</u></p> <p>a <u>新規上場申請者の上場申請に係る株式が単一銘柄であって、かつ、その上場申請に係る株式の数が当該株式の発行済株式数と同数であることを原則とする。</u></p> <p>b <u>第1号に規定する上場株式数については、上場日において見込まれる上場申請に係る株式の発行済株式総数から新規上場申請者が所有する自己株式の数（自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。）を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。この場合において、新規上場申請者は、上場後直ちに上場日における上場株式数を記載した本所所定の通知書を提出するものとする。</u></p> <p>c <u>aの規定にかかわらず、本所が新規上場申請者の上場申請に係る株式の発行済株式のうち、一部に上場に適さない株式があると認めた場合には、上場に適さない株式を除く発行済株式について上場を認めることができるものとし、この場合における前bの規定の適用に当たっては、当該上場に適さない株式を除く発行済株式の数を前bにおける発行済株式総数とみなすものとする。ただし、上場株式数が第1号に定める数以上であって、かつ、当該株式数が上場申請に係る株式の発行済株式総数の50%以上であることを要するものとする。</u></p> <p><u>（2）株式の分布状況</u></p> <p>a <u>第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p>

(a) 第2号に規定する「明らかに固定的所有でない」と認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ (略)

ロ 投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する株式

ハ (略)

(削る)

(削る)

三 預託証券に係る預託機関（当該預託機関の名義人を含む。以下同じ。）の名義の株式

(削る)

(削る)

(削る)

ホ その他当該株式数の10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している株式のうち、本所が適当と認めるもの

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でない」と認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ (略)

ロ 信託業務を営む銀行、金融商品取引業者その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する株式

ハ (略)

三 国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合が所有する株式

ホ 全国共済農業協同組合連合会又は都道府県の共済農業協同組合連合会が所有する株式

ハ 預託証券に係る預託機関（当該預託機関の名義人を含む。以下同じ。）又は日本証券決済株式会社の名義の株式

ト 保険会社が所有する株式（保険会社が株式の発行者と関係を有する場合には、当該保険会社が所有する株式のうち年金に関する保険契約に係る財産の運用に係る株式以外の株式を除く。）

チ 従業員持株会（会員の持分の処分に制約のあるものを除く。）が所有する株式

リ 50単位未満の株式を所有する者（株式の発行者が新規上場申請者である場合は、当該株式の発行者と関係を有する者を除く。）が所有する当該株式

ヌ その他明らかに固定的所有でない」と認められる株式

(削る)

(削る)

(b) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式処分等決議を行った場合の当該自己株式処分等決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなして流通株式数を算定する。この

(注) 1 トに定める「保険会社が株式の発行者と関係を有する場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(イ) 株式の発行者の有価証券報告書の有価証券明細表中の投資有価証券に当該保険会社の発行する株式が計上されている場合

(ロ) 株式の発行者が当該保険会社からの長期借入金（財務諸表等規則第52条第1項第2号に規定する長期借入金をいう。）を貸借対照表に計上している場合（当該長期借入金の額の当該発行者の負債及び資本の額に占める比率等を勘案して本所が適当と認める場合を除く。）

(ハ) 株式の発行者の取締役、執行役、監査役又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）が当該保険会社の取締役、執行役、監査役又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）を兼任している場合

(ニ) 株式の発行者と当該保険会社との間に保険契約が結ばれている場合

(注) 2 リに定める「当該株式の発行者と関係を有する者」には、当該株式の発行者と株式の相互保有関係、取引関係又は役員の兼任関係を有する者で前(注) 1. の(イ)から(ハ)までに規定する場合に準ずる場合の50単位未満の株式を所有する者を含むものとする。

(b) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式処分等決議を行った場合の当該自己株式処分等決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなす。この場合において、当該自己

場合において、当該自己株式処分等決議が特定の者に対して譲渡する自己株式処分等決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして株主数及び流通株式数を算定する。

(c) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行った場合の当該自己株式消却決議に係る株式は、これを消却したものとみなして上場株式数を算定する。

(d) 株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合には、当該預託証券を所有する者（1単位以上の株式に係る権利を表示する預託証券を所有する者に限る。）の数は、株主数に加算することができるものとする。

(e) 株主数及び流通株式数については、最近の基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2.（4）jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）における株主の数又は株主が所有する株式の数（以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。）に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。

(f) (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により株主数及び流通株式数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあつては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(1)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分

株式処分等決議が特定の者に対して譲渡する自己株式処分等決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなす。

(c) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行った場合の当該自己株式消却決議に係る株式は、これを消却したものとみなす。

(d) 預託証券に係る預託機関又は日本証券決済株式会社の名義の株式を所有する者（1単位以上の株式を所有する者に限る。）は、株主数に算定することができるものとする。

(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2.（4）jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）における株主が所有する株式の数又は株主の数（以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。）に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。

(f) (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあつては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限

売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき株主数及び流通株式数を算定するものとする。ただし、第2号の2に規定する上場申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合の株主数については、(2) a に定める「公募又は売出予定書」に記載される株主数に基づき算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。以下「元引受会員」という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。以下このbにおいて同じ。）が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取り扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。（以下この(1)において同じ。）

ロ～ニ (略)

(b)・(c) (略)

付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。以下「元引受会員」という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。以下このbにおいて同じ。）が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取り扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。（以下この(2)において同じ。）

ロ～ニ (略)

(b)・(c) (略)

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株式を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株式を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。）に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株式に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ（略）

(b) （略）

d 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の金融商品取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果につい

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。）に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ（略）

(b) （略）

d 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の金融商品取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果につい

てbの(a)ハ、(b)ハ又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a) 株主数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株主数(当該立会外分売については、本所が認めた人数)を加算した株主数を最近の基準日等における株主数とみなすものとする。

(b) 流通株式数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株式数(当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。)を加算した株式数を最近の基準日等における流通株式数とみなすものとする。

e 新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、aから前dまでの規定に準じて算定した上場日における新規上場申請者の株主数及び流通株式数について審査を行うものとする。

f 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株主数及び流通株式数については、前eの規定を準用する。

(2) 公募等の実施

てbの(a)ハ、(b)ハ又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a) 少数特定者持株数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を最近の基準日等における少数特定者持株数とみなすものとする。

(b) 株主数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株主数(当該立会外分売については、本所が認めた人数)を加算した株主数を最近の基準日等における株主数とみなすものとする。

e 新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、aから前dまでの規定に準じて算定した上場日における新規上場申請者の株式の分布状況について審査を行うものとする。

f 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株式の分布状況については、前eの規定を準用する。

(新設)

新規上場申請者が、第2号の2に規定する上場申請に係る株券の公募又は売出し（以下この（2）において「上場に係る公募等」という。）を行う場合は、次の取扱いによるものとする。

- a 新規上場申請者及び元引受会員は、上場に係る公募等の内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。）が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。（以下この（2）において同じ。）
- b 本所が新規上場申請者の株式の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受会員は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。
- c 元引受会員は、原則として上場に係る公募等の申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該上場に係る公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。
- d 前cに規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受会員が2社以上ある場合には、当該元引受会員のうち1社が代表して提出することができるものとする。
- e 前2.（1）bの（c）の規定は、上場に係

る公募等について非会員金融商品取引業者又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。

(3) ~ (5) (略)

(6) a ~ e の 2 (略)

e の 3 第 6 号において、新規上場申請者（新規申請者が e の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに 2 年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、最近 2 年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等（四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

f ~ h (略)

(7) ~ (11) (略)

3. 第 4 条（上場審査基準）第 2 項関係

(1) (略)

(2) 第 2 項ただし書に規定する「株主数及び流通株式数に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、次の a から c までに適合することをいうものとする。

(3) ~ (5) (略)

(6) a ~ e の 2 (略)

(新設)

f ~ h (略)

(7) ~ (11) (略)

3. 第 4 条（上場審査基準）第 2 項関係

(1) (略)

(2) 第 2 項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、所有株式数の多い順に 10 名の株主が所有する株式（明らかに固定的所有でない）と認めら

a 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、150人以上となる見込みのあること。

b 流通株式数（役員、第2項各号に定める会社が自己株式を所有している場合の当該会社及び上場株式数の10%以上の株式（明らかに固定的でない認められる株式（2.（1）a（a）に規定する株式をいう。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下この（2）において同じ。）が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、1,000単位以上となる見込みのあること。

c 流通株式数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、上場株式数の5%以上となる見込みのあること。

(3)・(4) (略)

5. 第6条（アンビシャスへの上場審査基準）第1項関係

(1) 株主数等

a 新規上場申請者及び元引受会員は、上場申請に係る株券の公募又は売出し（以下この（1）において「上場に係る公募等」という。）の内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。）が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。（以下この（1）

れる株式（2.（2）aの(a)に規定する株式をいう。以下同じ。）を除く。）及び役員が所有する株式の総数に第2項各号に定める会社が所有する自己株式数を加えた株式数が上場株式数の80%以下であり、かつ、所有株式数の多い順に10名の株主（明らかに固定的所有でない認められる株式を所有する者を除く。）及び役員並びに第2項各号に定める会社が自己株式を所有している場合には当該会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数が150人以上であることをいうものとする。

(3)・(4) (略)

5. 第6条（アンビシャスへの上場審査基準）第1項関係

(1) 2.（2）の規定は、第1号の場合に準用する。

(新設)

において同じ。)

b 本所が新規上場申請者の株式の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受会員は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。 (新設)

c 元引受会員は、原則として上場に係る公募等の申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該上場に係る公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。 (新設)

d 前cに規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受会員が2社以上ある場合には、当該元引受会員のうち1社が代表して提出することができるものとする。 (新設)

e 2. (1) bの(c)の規定は、上場に係る公募等について非会員金融商品取引業者又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。 (新設)

f 第1号aただし書に規定する「本所が別に定める株式」とは、新規上場申請者に人的分割により事業を承継させる上場会社の株主に交付される新規上場申請者の株式（1単位以上の株式を所有する株主が所有する株式に限る。）をいうものとする。 (新設)

(2)～(4) (略)

(2)～(4) (略)

6. 第6条（アンビシャスの上場審査基準）
第2項関係

(1) 第2項ただし書に規定する「株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、株主数が100人以上であることをいうものとする。

(2) 3. (1)、(3) 及び (4)の規定は、

6. 第6条（アンビシャスの上場審査基準）第2項関係

(1) 第2項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、株主数が100人以上であることをいうものとする。

(2) 3.の規定は、第2項の場合に準用する。

第2項の場合に準用する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

この場合において、3.(2)中「株主の数が150人以上」とあるのは「株主の数が100人以上」と読み替えるものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p> <p><u>7.</u> (略)</p> <p><u>8.</u> (略)</p> <p><u>9.</u> (略)</p> <p><u>10.</u> (略)</p> <p><u>11.</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p><u>7. 第6条の2 (自己株式取得の状況に関する報告等) 関係</u></p> <p><u>第6条の2第1項(第2項において準用する場合を含む。)に規定する書面には、第6条の2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付状況及び自己株式の取得の状況を記載するものとする。</u></p> <p><u>8.</u> (略)</p> <p><u>9.</u> (略)</p> <p><u>10.</u> (略)</p> <p><u>11.</u> (略)</p> <p><u>12.</u> (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(2) 株主数及び流通株式数</u> <u>第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p>a 株券上場審査基準の取扱い2. <u>(1) a</u>の(a)（明らかに固定的所有でないと認められる株式の取扱い）の規定は、第2号の場合に準用する。</p> <p>b <u>第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」又は第2号aに規定する「1か年以内に1,000単位以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来</u></p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p><u>(1) 上場株式数</u> <u>第1号に規定する上場株式数の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p>a <u>第1号に規定する上場株式数については、上場株式数から上場会社が所有する自己株式の数（自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。）を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。</u></p> <p>b <u>上場銘柄が2銘柄以上である場合は、このうち、代替性の最も強い銘柄の上場株式数が2,000単位未満となるときに第1号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>c <u>上場株式数が2,000単位未満となる場合において、当該上場会社から上場株式数の減少に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第1号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(2) 株式の分布状況</u></p> <p>a 株券上場審査基準の取扱い2. <u>(2) a</u>の(a)（明らかに固定的所有でないと認められる株式の取扱い）の規定は、第2号の場合に準用する。</p> <p>aの2 <u>第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日（審査を行う対象となる事業年度の末日をいう。以下同じ。）の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の</u></p>

する事業年度の末日)までの期間(以下この(2)において「猶予期間」という。)内において150人以上とならないとき又は1,000単位以上とならないときをいうものとする。

(削る)

- c 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10.aの規定により上場会社から提出される「株式の分布状況表」等に記載された株主数及び流通株式数によるものとする。

(削る)

発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下「猶予期間」という。)内において上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。(猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)

- b 事業年度の末日の変更により猶予期間の最終日が事業年度の末日に当たらない上場会社は、当該猶予期間経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、本所の定める様式による株式の分布状況表を本所に提出するものとする。

- c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定若しくは前bの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。

- d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)jに規程する基準日等をいう。以下同じ。)現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。

(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募等」という。)を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後

の少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが明らかに認められるとき。

(注) 「明らかに認められるとき」とは、次のイ又はロに該当する場合をいうものとする。

イ 当該株式の公募に係る応募者に当該株式の公募等又は数量制限付分売の直近の事業年度の末日、基準日等（以下「直近の事業年度の末日等」という。）における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、直近の事業年度の末日等における少数特定者持株数の直近の事業年度の末日等における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の75%以下となった場合

ロ 当該株式の売出し又は数量制限付分売が直近の事業年度の末日等における大株主上位10名又は役員の所有に係る株式の売出し又は数量制限付分売（以下「売出し等」という。）であって、直近の事業年度の末日等における少数特定者持株数から当該株式の売出し等に係る株式数を差し引いた数が直近の事業年度の末日等における上場株式数の75%以下となった場合

イ及び前ロの場合における少数特定者持株数の算定については、直近の事業年度の末日等から当該株式の公募又は売出し等までの間に、株式の公募又は売出し等を行っている場合で、その株式の公募に係る応募者に直近の事業年度の末日等における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合には、直近の事業年度の末日等における上場株式数にその株式の公募に係る株式数を加算することができるものとし、その株式の売出し等が直近の事業年度の末日等における大株主上

(削る)

d 上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）、株式併合又は単元株式数の変更を行った場合において、本所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更による影響を考慮して第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数を算定する。

e 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。

f 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(c)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。

位10名及び役員の所有に係る株式の売出し等である場合には、直近の事業年度の末日等における少数特定者持株数からその株式の売出し等に係る株式数を差し引くことができるものとする。

e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、大株主上位10名が所有する株式（明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。）のうちに委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

(新設)

f 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。

g 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。

g 上場会社が、猶予期間の最終日の翌日から当該猶予期間経過後3か月を経過する日までの間に行った公募若しくは売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合であって、上場会社が当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うものとする。

(a) 株主数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、本所が認められた人数)を加算した株主数を猶予期間の最終日における株主数とみなすものとする。

(b) 流通株式数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数(当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。)を加算した数を猶予期間の最終日における流通株式数とみなすものとする。

h 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、第1号に規定する株主数の算定について準用する。

i 第1号に規定する「株主数」を算定するに当たっては、信託業務を営む銀行の名義の株式のうち委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている株式がある場合

(新設)

h 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。

(新設)

において、上場会社が基準日等の後3か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

j 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、150人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における株主数が150人以上となったと認められるとき。

(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募等」という。)を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における株主数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数。)を加算した人数が150人以上となったとき。

k 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起

i 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、第2号bに定める人数に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における株主数が第2号bに定める人数以上となったと認められるとき。

(b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の株主数が第2号bに定める人数以上となったことが明らかに認められるとき。

(注) 「明らかに認められるとき」とは、直近の事業年度の末日等における株主数に、当該株式の公募等又は、数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数。以下同じ。)を加算した人数が、第2号bに定める人数の150%以上となった場合をいう。この場合における株主数の算定については、直近の事業年度の末日等から当該株式の公募等又は数量制限付分売までの間に、株式の公募等又は数量制限付分売を行っているときには、その株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数についても加算することができる。

i 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日

算して3か月を経過する日までに、株式分割（同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。）をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

1 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式

以前に、株式分割（同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるもの限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このjにおいて同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（最近の基準日等の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該株式分割又は株式無償割当てにより単元株式数以上の株式を所有する株主（単元株式数を定めない場合には、株主）となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものとして取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割比率又は当該株式無償割当ての割当て比率で調整したものをいう。）を同号の上場株式数とみなすものとする。

k 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、単元株式数の少ない数への変更を猶

数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の日の初日までに行うことの決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この1において同じ。）をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該単元株式数の変更により1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

m 第2号aに規定する流通株式数が1,000単位未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、1,000単位以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このkにおいて同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（基準日等の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該単元株式数の変更により単元株式数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象事業年度以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものとして取り扱うものとする。この場合において、決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日の上場株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数について変更後の単元株式数を1単位の株式数とみなして算定した株式数をいう。）を同号の上場株式数とみなすものとする。

1 第2号aの(a)及びbに係る同号ただし書の規定は、猶予期間経過後3か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であつて、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、少数特定者持株数及び株主数については、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、猶予期間の最終日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算

(a) 基準日等現在における流通株式数が1,000単位以上となったと認められるとき。

(b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における流通株式数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数(当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。)を加算した数が1,000単位以上となったとき。

(削る)

した株式数を、猶予期間の最終日における上場株式数とみなすものとする。

(a) 少数特定者持株数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に基づき算出した少数特定者持株数から、当該少数特定者持株数に係る株主が当該売出し又は数量制限付分売により売却した株式数を減じた株式数を猶予期間の最終日における少数特定者持株数とみなすものとする。

(b) 株主数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数)を加算した株主数を猶予期間の最終日における株主数とみなすものとする。

m 第2号aの(b)に係る同号ただし書の規定は、審査対象事業年度の末日後、同(b)に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、この場合における第2号aの(b)の規定については、次の(a)又は(b)に定めるところにより取り扱うものとする。

(a) 当該株式の公募に係る応募者に審査対象事業年度の末日における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数が審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の90%以下となったときは、審査対象事業年度の末日における少数特定者持株比率が90%以下となったものとして取り扱う。

n 第2号bに規定する「本所が定める日」とは、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日をいうものとする。

o 上場会社が審査対象事業年度の末日後、前nに定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を本所に提出した場合において、当該上場会社が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した数の5%以上となったときは、第2号bに該当しないものとして取り扱う。

(3) 売買高

a～d (略)

e 第3号ただし書に規定する「公募、売出し又は立会外分売」については、次の取扱いによる。

(a) 株券上場審査基準の取扱い2.(1)bの(a)及び(c)(上場申請に係る公募等の

(b) 当該株式の売出し等が審査対象事業年度の末日における大株主上位10名又は役員の所有に係る株式の売出し等であって、審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数から当該株式の売出し等に係る株式数を差し引いた数が審査対象事業年度の末日における上場株式数の90%以下となった場合は、審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数比率が90%以下となったものとして取り扱う。

n 第2号aの(b)に規定する「本所が定める日」とは、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日をいうものとする。

(新設)

(3) 売買高

a～d (略)

e 第3号ただし書に規定する「公募、売出し又は立会外分売」については、次の取扱いによる。

(a) 株券上場審査基準の取扱い2.(2)bの(a)及び(c)(上場申請に係る公募等の

取扱い)の規定は、公募又は売出しの取扱いに準用する。

(b) 公募又は売出しは、上場銘柄が第3号 a 及び b に該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に、不特定多数の者に5単位以下の範囲において1単位ごとに、均一の価額で行うものとする。この場合には、申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったものとして取り扱う。

(c) (略)

(d) 公募、売出し又は立会外分売のために必要とする株式数は、100単位以上で、その都度本所が定める株式数とする。

f (略)

(4) ~ (17) (略)

2. 第2条の2 (アンビシャスの上場廃止基準) 関係

(1) 株主数

a 前1.(2)の規定(流通株式数に係る部分を除く。)は、第1号に規定する株主数の取扱いについて準用する。この場合において、「150人」とあるのは「100人」と読み替える。

(削る)

b (略)

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

取扱い)の規定は、公募又は売出しの取扱いに準用する。

(b) 公募又は売出しは、上場銘柄が第3号 a 及び b に該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に、当該上場会社の大株主上位10名及び特別利害関係者以外の不特定多数の者に5単位以下の範囲において1単位ごとに、均一の価額で行うものとする。この場合には、申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったものとして取り扱う。

(c) (略)

(d) 公募、売出し又は立会外分売のために必要とする株式数は、200単位以上で、その都度本所が定める株式数とする。

f (略)

(4) ~ (17) (略)

2. 第2条の2 (アンビシャスの上場廃止基準) 関係

(1) 株式の分布状況

a 1.(2)の規定は、第1号の場合に準用する。この場合において、1.(2) a の2中「1か年以内に150人以上とならないとき」とあるのは「1か年以内に100人以上とならないとき」と、「150人以上とならないとき」とあるのは、「100人以上とならないとき」と読み替える。

b 1.(2) 1 (少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、第1号ただし書の場合に準用する。

c (略)

(2)・(3) (略)

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、(m)の5又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a) <u>株券上場廃止基準第2条第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき又は第2条の2第1号に定める期間の最終日までに株主数が100人以上となることが確認できないとき</u></p> <p>(削る)</p> <p>(b) <u>株券上場廃止基準第2条第2号aに定める期間の最終日までに流通株式数が1,000単位以上となることが確認できないとき</u></p> <p>(b)の2 <u>株券上場廃止基準第2条第2</u></p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、(m)の5又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a) <u>上場会社(本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が株券上場廃止基準第2条第1号に該当することとなる株式数の減少に関する取締役会決議を行った場合</u></p> <p><u>(a)の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1号に該当する状態である旨の発表等を行った場合であって、当該規定に該当するかどうかを確認できないとき。</u></p> <p>(b) <u>株券上場廃止基準の取扱い1.(2)aの2(同取扱い2.(1)において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が株券上場廃止基準第2条第2号b若しくは第2条の2第1号に定める人数に達したことが確認できない場合</u></p> <p>(b)の2 <u>株券上場廃止基準の取扱い1.</u></p>

号 b に定める流通株式数の上場株式数に対する割合が同取扱い 1. (2) c に規定する「株式の分布状況表」等により 5 % 未満であると算出された場合であって、第 2 条第 2 号 b に定める書類が提出されていないとき

(c) ~ (n) (略)

b (略)

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は (f) に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い（以下「優先株に関する特例の取扱い」という。）2. (1) において準用する株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) b に規定する猶予期間の最終日までに、株主数が 1 5 0 人以上となったことが確認できない場合又は流通株式数が 1, 0 0 0 単位以上となったことが確認できない場合

(b) 優先株に関する有価証券上場規程の特例（以下「優先株に関する特例」という。）第 4 条第 2 項第 2 号 b に定める流通株式数の上場株式数に対する割合が、優先株に関する特例の取扱い 2. (1) において準用する株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) c に規定する株式の「分布状況表等」により 5 % 未満であると算出された場合であって、優先株に関する特例第 4 条第 2 項第 2 号 b に

(2) c に規定する株式の分布状況表等により算出された少数特定者持株数が上場株式数の 9 0 % を超えている場合であって、株券上場廃止基準第 2 条第 2 号 a の (b) に定める書類が提出されていないとき。

(c) ~ (n) (略)

b (略)

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は (b) に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い（以下「優先株に関する特例の取扱い」という。）3. (1) d に定める期間の最終日までに、優先株少数特定者持株数が上場株式数の 7 5 % 以下となったことが確認できない場合又は優先株株主数が優先株に関する有価証券上場規程の特例（以下「優先株に関する特例」という。）第 4 条第 2 項第 2 号 b に定める人数に達したことが確認できない場合

(新設)

規定する書類が提出されていないとき

(c) 優先株に関する特例第4条第2項第3号に該当するおそれがあると本所が認める

場合

(d) (略)

(e) (略)

(f) (略)

(g) (略)

b (略)

(3)・(4) (略)

(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a) 前条第1号aの(e)、(g)、(1)及び(m)の場合

本所が上場会社から書面による報告を受けた日の翌日

(b) 前条第1号aの(a)及び(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b(同取扱い2.において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日の翌日

(c)・(d) (略)

(e) 前条第1号aの(b)の2、(c)、(d)、(d)の2、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)から(k)の2まで及び(m)

(新設)

(a)の2 (略)

(a)の3 (略)

(b) (略)

(c) (略)

b (略)

(3)・(4) (略)

(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a) 前条第1号aの(a)、(e)、(g)、(1)及び(m)の場合

本所が上場会社から書面による報告を受けた日の翌日

(b) 前条第1号aの(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(2)aの2(同取扱い2.において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日の翌日

(c)・(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(d)の2、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)から(k)の2ま

の2から(n)の場合
本所が必要と認めた日

b (略)

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から
(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第2号aの(a)の場合には、優先株に関する特例の取扱い2.(1)において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)bに定める猶予期間の最終日の翌日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第1号又は同項第2号aに該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第2号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第2号bに該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第2号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第2号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第2号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第2号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。
ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日

で及び(m)の2から(n)の場合
本所が必要と認めた日

b (略)

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から
(c)までに定めるところによる。

(a) 前条第2号aの(a)の場合には、優先株に関する特例の取扱い3.(1)dに定める期間の最終日の翌日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(a)の2 前条第2号aの(a)の2の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第2号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の

から1年目の日以降の日でその都度本所
が定める日までとする。

(g) 前条第2号aの(g)の場合には、上
場優先株の発行者の発行する普通株の監
理銘柄への指定期間と同一とする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該優先
株の上場廃止を決定した日から優先株に関
する特例の取扱い2.(4)に定める上場廃止
日の前日までとする。

(3)・(4) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

日以降の日でその都度本所が定める日ま
でとする。

(c) 前条第2号aの(c)の場合には、上
場優先株の発行者の発行する普通株の監
理銘柄への指定期間と同一とする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該優先
株の上場廃止を決定した日から優先株に関
する特例の取扱い3.(4)のa又はbに定め
る上場廃止日の前日までとする。

(3)・(4) (略)

2 (略)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第3条（上場審査基準）関係</p> <p>(1) 第2号に規定する上場後継続して剰余金配当を行える見込みについては、上場申請日の直前事業年度の末日後2か年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額について審査するものとする。</p> <p>(2) <u>株券上場審査基準の取扱い2.(1)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、第3号aからcまでの場合について準用する。</u></p> <p>(3) <u>第3号dに規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p> <p>(4) <u>株券上場審査基準の取扱い2.(9)の規定は、第3号eの場合に準用する。</u></p> <p>2. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) <u>株券上場廃止基準の取扱い1.(2)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、第2項第1号及び第2号の場合について準用する。</u></p>	<p>1. 第3条（上場審査基準）関係</p> <p>(1) <u>第3条第2号に規定する上場後継続して剰余金配当を行える見込みについては、上場申請日の直前事業年度の末日後2か年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額について審査するものとする。</u> (新設)</p> <p>(2) <u>第3条第3号cに規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</u> (新設)</p> <p>2. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) <u>第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</u></p> <p>a <u>株式の分布状況の審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定又は次のbの規定により上場会社から提出される優先株の分布状況表等に基づいて行うものとする。</u></p> <p>aの2 <u>株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)(明らかに固定的所有でないと認められる株式の取扱い)の規定は、第2項第2号に規定する「明らかに固定的所有でないと認められる優先株」について準用する。</u></p> <p>b <u>事業年度の末日の変更によりdに定める期間の最終日が事業年度の末日に当たらない上場会社は、当該期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、本所の定める様</u></p>

式による優先株の分布状況表を本所に提出するものとする。

c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)及び株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)jに規定する基準日等をいう。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株に係る少数特定者持株数又は優先株に係る株主数の算定について準用する。

d 「1か年以内に上場株式数の75%以下とにならないとき」又は「1か年以内150人に達しないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(上場銘柄の優先株が指定振替機関が振替業において取り扱う株券である場合であって、事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内において上場株式数の75%以下とにならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。(当該期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)

e 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d(少数特定者持株数の猶予期間内における取扱い)の規定は、第4条第2項第2号aに準用する。

f 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。

g 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの

(c) (少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。

h 株券上場廃止基準の取扱い1.(2) i (株主数の猶予期間内における取扱い)の規定は、第4条第2項第2号bに準用する。

i 株券上場廃止基準の取扱い1.(2) 1 (少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、第4条第2項第2号ただし書の場合に準用する。

(2) ~ (5) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(2) ~ (5) (略)